

「県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務」委託契約書（案）

委託業務の名称 県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務  
委託料の額 金〇〇〇円  
(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)  
委託期間 着手 令和 7 年 4 月 1 日  
履行期限 令和 8 年 3 月 31 日  
契約保証金 金〇〇〇円

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「〇〇〇」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、「県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託料(以下「委託料」という。)をもって、頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了し、契約書及び仕様書に示した成果品(以下「成果品」という。)を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第228条第1項の規定により、頭書の委託料の額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金は、現金(現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が降り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

3 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務実施状況の報告等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要が生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合においては、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(委託業務報告書及び履行の確認)

第10条 乙は、業務に着手したときは、委託業務着手報告書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

2 乙は、各月の委託業務の成果を記載した委託業務報告書（第2号様式）を、翌月10日（令和8年3月分については令和8年3月31日）までに甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約による委託業務を完了したときは、甲に委託業務完了報告書（第3号様式）を提

出すとともに、遅滞なく委託業務実績報告書（第4号様式）を令和8年3月31日までに提出しなければならない。

- 4 甲は、第2項及び前項の書類を受理した日から起算して10日以内にその成果が契約に適合するか  
の検査を行わなければならない。
- 5 前項の検査の結果、不合格となり、甲から補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行  
い、甲の再検査を受けなければならない。なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定  
を準用する。

#### （委託料の支払い）

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、別記1「委託料金特記事項」に定める各月  
の委託料を、甲に対し月ごとに請求書により請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その請求書を受理した日から起算して30日  
以内に支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合は乙に対し、前項の  
期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した  
額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる）を遅延利息として支払うものとし  
る。

#### （従事場所）

第12条 乙は、甲の指定する業務の執行場所において、委託業務に従事しなければならない。

#### （必要経費の負担）

第13条 甲は、委託業務の実施に必要な光熱水費、消耗品等に要する経費を負担するものとする。

- 2 甲は、乙が業務委託を実施するために必要と認める範囲の施設及び備品類を乙に無償で使用させ  
るものとする。

#### （業務従事者及び業務責任者の配置）

第14条 乙は、業務従事者を、業務量に応じて必要な人数だけ配置するものとする。

- 2 乙は、委託業務を円滑に履行するため、業務責任者を配置し、その業務の遂行の指導監督にあた  
らせるものとする。
- 3 甲は業務に関する打合せ、調整等を業務責任者と行い、他の業務従事者に対しては直接、指示等  
を行わないものとする。
- 4 乙は、業務従事者及び業務責任者を配置または変更しようとするときは、業務遂行上適任者であ  
ると判断した上で、甲に報告するものとする。

#### （契約の解除）

第15条 甲は、乙が次のいずれか該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付  
しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前条及び仕様書に定める、責任者及び業務従事者を配置できないとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (4) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (5) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）

の規定により選任された破産管財人

- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 17 条 甲は、乙が当該契約について次のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（秘密の保持）

第 19 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第 20 条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補 則）

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
氏名 福島県  
福島県知事 内堀 雅雄

乙 住所  
氏名

別記1

委託料金特記事項

委託契約書第11条に定める各月の委託料は以下のとおりとする。

令和7年4月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年5月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年6月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年7月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年8月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年9月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年10月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年11月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和7年12月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和8年1月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和8年2月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
令和8年3月	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)
合計	〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)

## 別記 2

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### (事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

#### (調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

第1号様式 (第10条関係)

令和 年 月 日

福島県知事

住 所

名 称

代表者職・氏名

委 託 業 務 着 手 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した委託業務について、令和 年 月 日付けで着手しましたので報告します。

記

- 業 務 名 県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務
- 委 託 期 間 着 手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

令和 年 月 日

福島県知事

住 所

名 称

代表者職・氏名

委 託 業 務 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施しましたので、委託契約書第10条第2項の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

- 1 業 務 名 県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務
- 2 業務の成果

実施時期区分	業務内容	件 数
年 月	案内書の発送	件
	申請書等の受理	件
	審査結果台帳の作成	件
	質問票の作成	件
	診療情報個人票の発行依頼	件
	電話照会記録簿の作成	件
	電話受付記録簿の作成	件
	決定通知書の送付	件
	その他業務	件

【添付書類】

- ・申請者一覧（月別）

令和 年 月 日

福島県知事

住 所

名 称

代表者職・氏名

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり委託業務を完了したことを報告します。

記

- 1 業 務 名 県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務
- 2 業務開始年月日 令和 年 月 日
- 3 業務完了年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

福島県知事

住 所

名 称

代表者職・氏名

委 託 業 務 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり実施したので、その実績について報告します。

記

1 業 務 名 県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金業務

2 業務実績

【委託期間】 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

業務内容	件 数
案内書の発送	件
申請書等の受理	件
審査結果台帳の作成	件
質問票の作成	件
診療情報個人票の発行依頼	件
電話照会記録簿の作成	件
電話受付記録簿の作成	件
決定通知書の送付	件
その他業務	件